

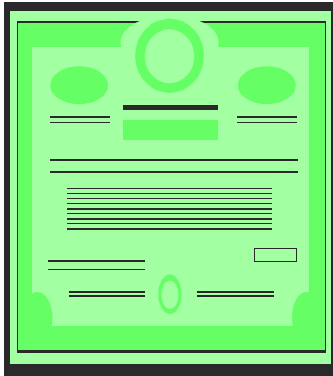
未公開株購入の勧誘にご注意！

【事例1】

A社から“近々上場予定の未公開株がある！今購入していたら必ず儲かる”との電話があった。数日後、B社から“未公開株でまとまった株数を持っているなら高額で買取る”という内容の電話を受けた。その後再びA社から勧誘の電話があったので、未公開株を購入した。しかしその後、上場はされないし、A社、B社とも電話がなくなりました。

【事例2】

C社から、未公開株の勧誘電話があった。数日後、D社から電話があり、“証券取引等監視委員会から委託を受け、未公開株の詐欺被害の調査を行っている。既に未公開株を持っていないか、また今後購入予定はないか”と尋ねられた。信用してC社からの勧誘電話のことを話すと、“その未公開株は上場が決定しているので安心である。”と云われ、公的機関の職員が安心と言うのなら大丈夫と思い、C社から未公開株を購入した。その後、名義の書換えを要求したが、応じてもらえず、不審に思い、発行会社に問い合わせたら「上場の予定はないし、当社の株式は譲渡制限がついているので名義の書換えは出来ない」と言われた。



他には、金融庁や証券取引等監視委員会の職員を名乗ったり、監視委員会の委託を受けたと偽って、信用させる手口も多くあります。実際には上場する予定がないにもかかわらず、上場予定と偽った勧誘や上記事例のようにA社とB社、C社とD社の共謀或いは発行会社自身が第三者と共謀して詐欺的な行為を行っている事例もあります。

未公開株の販売等を行うことができるのは、当該未公開株の発行会社や登録を受けた証券会社に限られますので、その他の者からの勧誘については十分ご注意ください。

また、金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉をすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありません。

※ 未公開株に対して、「上場間近で、値上がり確実」といった断定的判断によって勧誘することは、証券会社であっても金融商品取引法により禁止されています。

未公開株の購入について、取引内容に不審を感じた時や執拗な勧誘を受けた時は、はっきり断ることが大切です!!